

社会福祉法人古賀市社会福祉協議会常務理事の設置に関する定款規程

(平成23年3月30日古社協規程第8号)

改正 平成24年3月30日古社協規程第2号

平成25年7月26日古社協規程第6号

平成26年12月18日古社協規程第3号

平成28年3月25日古社協規程第1号

平成28年12月15日古社協定款規程第2号

社会福祉法人古賀市社会福祉協議会常務理事の設置に関する規程（平成16年規程第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人古賀市社会福祉協議会定款（昭和53年10月18日認可。以下「定款」という。）第17条第2項及び第20条第4項の規定に基づき、常務理事の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 常務理事は、常勤の役員とする。

(就任及び退任)

第3条 常務理事は、定款第18条第2項の規定に基づき、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 常務理事は、理事としての要件を備えなくなったときは、退任するものとする。

(任期)

第4条 常務理事の任期は、定款第22条の規定による。

(職務)

第5条 常務理事は、会長の命を受け、この法人の業務を分担執行する。

2 常務理事は、社会福祉法人古賀市社会福祉協議会処務規程（平成23年古社協規程第10号）第2条第2号に規定する専決を行うものとする。

(給与)

第6条 常務理事には、給料、期末手当及び旅費を支給する。

2 前項に規定する給料の額は、月額270,000円とする。

3 第1項に規定する期末手当の額は、給与月額に古賀市特別職の職員の給与等に関する条例（平成9年古賀市条例第12号）第4条第3項に規定する割合を乗じて得た額に、古賀市一般職の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

4 第1項に規定する旅費の支給については、社会福祉法人古賀市社会福祉協議会役員等旅費規程（平成23年古社協規程第19号）の定めるところによる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにより支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日古社協規程第2号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月26日古社協規程第6号)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日古社協規程第3号)

この規程は、平成26年12月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月25日古社協規程第1号)

この規程は、平成28年3月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年12月15日古社協定款規程第2号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項の規定は、平成28年12月1日から適用する。